



(福島富岡) 平成23年(サ)第3号文書提出命令申立事件

(基本事件 平成23年(ハ)第68号損害賠償等請求事件)

決 定

申立人(原告)

同訴訟代理人弁護士

東京都文京区本郷三丁目33番5号

相手方(被告)

同代表者代表取締役

同訴訟代理人弁護士

同

毛 利 弘 道

三菱UFJニコス株式会社

中 村 雅 男

栗 原 大

上記当事者間の平成23年(ハ)第68号損害賠償等請求事件について、申立人から文書提出命令の申立てがあったので、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

相手方は、本決定送達の日から14日以内に別紙1文書目録1及び2記載の文書を提出せよ。

理 由

第1 申立ての趣旨及び当事者の主張

- 1 本件申立の趣旨及び理由は、別紙2文書提出命令申立書、同3理由補充書、同4理由補充書(2)及び同5理由補充書(3)記載のとおりである。
- 2 本件申立に対する相手方の主張は、別紙6文書提出命令の申立てに対する意見書、同7平成23年11月30日付け及び同8平成23年12月13日付け理由補充書に対する意見書記載のとおりである。

第2 当裁判所の判断

- 1 本件は、相手方から継続的に借入を行っていた申立人が、相手方に対し、利息制限法所定の制限利率を超える利息を支払ったとして、不当利得返還請求権

等に基づき、過払金等の支払を求めた事案である。

- 2 別紙1文書目録1及び2記載の文書（以下「本件文書1」及び「本件文書2」という。）は、民事訴訟法220条3号後段の法律関係文書に該当し、申立人の主張事実を立証するために必要な文書であると認められる。

この点、相手方は、本件文書2は自己使用文書であること及び取り調べる必要性がない旨主張しているが、本件文書2が専ら相手方の内部の利用に供する目的で作成され、外部に開示されない文書ではないことは明らかであることから、自己使用文書に当たらず、また本件文書2が本件取引において使用されたクレジットカード申込書であることから、本件取引と関連性がないとはいえないし、既に他の証拠により証明が十分であるとまでいえないから、取調べの必要性もあると解される。

そして、相手方は、本件文書1及び2を所持していたこと自体を争っていないため、相手方は過去に上記各文書を所持していたことが認められる。

- 3 相手方は、社内の文書管理規程により、取引履歴の保存期間を10年間と定め、同保存期間を経過した資料につき、機密文書の抹消等を業とする会社に順次送付して廃棄処分を委託しており、平成6年12月以前の取引履歴は存在しない旨を主張するため、以下、相手方の上記主張の当否について検討する

- (1) 一見記録によれば、以下の事実が認められる。

ア 平成14年4月1日に改訂された相手方の文書管理規程（規程番号 総規03）において、「文書」とは、別表「文書保管期間一覧表」で掲げた書類及び電子的記録媒体・磁氣的記憶媒体上の記録等をいい、郵便物、ファックス、磁気テープ、コムフィルム、マイクロフィルム、フロッピーディスク等の業務上必要な一切の記録を含むとされ（2条）、各文書の主管部が当該文書の保管期間を定め（17条1項）、各主管部はその定められた保管期間について総務部長の承認を受けるものとし（同条2項）、各主管部は「文書保管期間一覧表」を定期的に見直すものとされている（同条

3項)。

イ 相手方作成の文書保管期間一覧表において、「COM関係」についての
主管は事務統括部とされ、総合COMと入金状況COMの保管期間は10
年とされている。

ウ 相手方において、作成時から10年以上経過したCOMに関して「【管
理】10年超COMの適正処分について」と題する文書が存在し、対象と
なる10年超COM（入金状況COM及び請求総合COM）については、
すべて株式会社ワンビシアーカイクス（以下「本件業者」という。）にて
適正に廃棄することとされ、平成5年6月分までのすべての対象COMに
ついては平成15年7月15日までに一度に本件業者に到着するよう手配
し、平成5年7月分以降の対象COMについては、10年超分1か月分ず
つを、平成15年8月より毎月10日までに本件業者に到着するよう手配
すること等、その処分方法が定められている。

(2) ところで、過払金返還請求訴訟において、いわゆる貸金業法上のみなし
弁済の成否が争われ、あるいは、消滅時効の成否が争われる場合において、
過去10年分以上の取引が問題となることも十分予想されるところ、取引
が継続している顧客につき、10年を経過した取引履歴をコンピュータ記
録しておくことが管理等の面で多くの費用を要するわけでもなく、管理上
も電算化した情報の一部を消去する必要性に乏しい。そして、同取引に関
するクレジットカード利用申込書等についてもその保持、保存の必要性は
変わらない。

また、相手方が文書1を廃棄したとしている期間に適用される旧貸金業
等規制法19条、旧貸金業法施行規則17条1項によっても、被告は、最
終の返済期日ないし債権が消滅した日から少なくとも3年間（現貸金業法
等では、10年間。）本件帳簿等を保管しなければならないところ、本件
取引の最終返済期日は平成22年11月29日であるから、被告は、現時

点においても本件帳簿等を保管する法的義務を負っている。そして、法的義務が課されている場合、通常それを廃棄処分等するとは考えられないから、特段の事情がない限り、被告は本件帳簿等を所持しているものと推認される。

そうすると、相手方が保持、保存する取引履歴に関する情報については、過去10年以前の取引履歴を消去等した合理的理由やその時期について具体的にどのような方法で消去等されたのかが明確になされない限り、当該情報等が存在するものと認めるのが相当である。

これを本件についてみるに、上記(1)のとおり、相手方の社内において、文書等の廃棄に関する規程が存在することは認められるが、相手方は、上記規程の定めのとおり文書等を確実に廃棄していることに関する具体的な証拠を提出していない。

そうすると、上記のとおり、相手方が、申立人との過去10年以前の取引履歴に係る情報を消去等し、これを所持していないとは認め難く、また申立人の本件取引の過去10年以前の取引履歴に係る文書についてもこれを所持しているものと認めることができる。

- 4 以上によれば、本件申立ては、いずれも理由があるから、主文のとおり決定する。

平成23年12月21日

郡山簡易裁判所(福島富岡)

裁判官 細谷和信

文 書 目 録

- 1 被告の業務に関する商業帳簿（貸金業法19条で備置保存が義務づけられている債務者ごとの帳簿）、又はこれに代わる同法施行規則16条3項に定める書面中、原告と被告との間の会員番号 [REDACTED] に係る貸付の契約について、昭和61年12月25日から平成7年1月27日までの期間内における貸付年月日及び貸付金額並びに返済年月日及び返済金額の部分全部を記載した書面（電磁的記録を含む）
- 2 原告と被告との間の会員番号 [REDACTED] に係るクレジットカード利用契約について、昭和61年12月25日ころに作成されたカード利用申込書又はこれに類する書類の原本又は写し

以 上

基本事件 平成23年(ハ)第68号

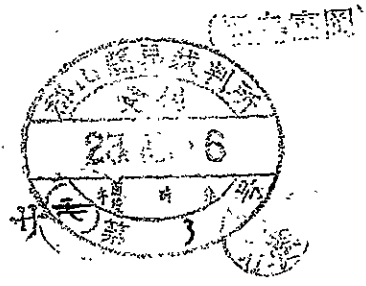
不当利得返還請求事件
損害賠償等

原告

[Redacted]

被告

三菱UFJニコス株式会社



文書提出命令申立書

2011年(平成23年)10月6日

郡山簡易裁判所(福島富岡) 御中

申立人(原告) 訴訟代理人弁護士 毛利 弘道



申立人(原告)は、以下のとおり、文書の所持者にその提出を命ずることを申し立てる。

第1 文書の表示

- 1 相手方(被告)の業務に関する商業帳簿(貸金業法19条で備置保存が義務づけられている債務者ごとの帳簿)、又はこれに代わる同法施行規則16条3項に定める書面中、申立人(原告)と相手方(被告)との間の会員番号 [Redacted] に係る貸付の契約について、1986年(昭和61年)12月25日以降1995年(平成7年)1月27日迄の期間内における貸付年月日及び貸付金額並びに返済年月日及び返済金額が記載された部分の全部(電磁的記録を含む)。
- 2 申立人(原告)と相手方(被告)との間の会員番号 [Redacted] に係るクレジットカード利用契約について、1986年(昭和61年)12月25日頃に作成されたカード利用申込書又はこれに類する

書類の原本又は写し。

第2 文書の趣旨

文書の表示に同じ。

第3 文書の所持者

相手方（被告）

第4 証明すべき事実

原告の被告に対する会員番号 [REDACTED] に
係る金銭消費貸借取引の履歴、並びに、同取引に係る原告の被告に対する借
入金債務が、1995年（平成7年）1月27日より前に弁済によって消滅
し、同日時点迄に少なくとも訴状別紙法定金利計算書に記載された過払金元
本及び利息を生じていた事実。

第5 文書の提出義務の原因

1 上記1の文書について

(1) 民事訴訟法220条2号

貸金業法19条の2は、債務者等又は債務者等であった者その他内閣府令
で定める者は、貸金業者に対し、内閣府令で定めるところにより、同法1
9条の帳簿のうち、利害関係がある部分に限って、閲覧又は謄写を請求す
ることができる旨規定しているので、民事訴訟法220条2号所定の原因
がある。

(2) 同条3号

当該文書は、申立人と文書の所持者たる相手方との間の金銭消費貸借取引
という法律関係について作成されたものだから、同条3号所定の原因があ
る。

(3) 同条4号

ア 除外事由

当該文書に同条4号所定の除外事由は存在しないから、同号所定の原因

がある。

イ 文書提出命令の必要性

会員番号 [REDACTED] に係る業務帳簿（貸金業法19条参照）は、商法19条3項、会社法施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）による改正前の商法36条、会社法432条に定める「営業（事業）に関する重要な資料」に該当するから、相手方は、帳簿閉鎖のときから、10年間保存義務を負っている。そうすると、契約番号 [REDACTED] に係る金銭消費貸借取引は、2010年（平成22年）11月29日が最終取引日だから（基本事件の甲第2号証の契約番号 [REDACTED] に係る計算書。以下証拠番号は全て基本事件のものである。）、相手方は、未だ全ての取引履歴を法律に基づいて保存している筈である。ところが、相手方は、申立人と相手方との間の会員番号 [REDACTED] に係る金銭消費貸借取引（以下「本件金銭消費貸借取引」という。）について、1万5281円の弁済を受けた1995年（平成7年）1月27日以降の取引履歴しか開示しない。又、原告としては、未開示部分の取引履歴を立証しなければならないが、相手方はこれを開示しないし、一消費者に過ぎない申立人が、当時の弁済受領証や貸金の明細書等を逐一保管している訳でなく、これについて責められるべき事情もない。

よって、文書提出命令の必要性がある。

2 上記2の文書について

(1) 民事訴訟法220条2号

会員番号 [REDACTED] に係るクレジットカード利用契約に基づく原告の被告に対する金銭債務は存在しない。又、同契約は既に解約されている。そうすると、クレジットカード利用契約申込書

は、一種の債権証書であるから、申立人は相手方に対し、民法487条に基づいて、返還請求権を有する。

従って、民事訴訟法220条2号所定の原因がある。

(2) 同条3号

上記2の文書は、申立人と文書の所持者たる相手方との間のクレジットカード取引という法律関係について作成されたものだから、同条3号所定の原因がある。

(3) 同条4号

ア 除外事由

上記2の文書に同条4号所定の除外事由は存在しないから、同号所定の原因がある。

イ 文書提出命令の必要性

相手方の応訴態度からすると、上記1の文書を提出しないことも有り得るが、上記2の文書には、未開示部分の取引履歴を立証するに役立つ何らかの情報が記載されていると考えられる。

よって、文書提出命令の必要性がある。

(以上)

別紙 3

平成23年(サ)第3号 文書提出命令申立事件

(基本事件 平成23年(ハ)第68号 不当利得返還請求事件) 損害賠償請求事件

申立人 [Redacted]

相手方 三菱UFJニコス株式会社



理由補充書

2011年(平成23年)11月7日

郡山簡易裁判所(福島富岡) 御中

申立人(原告) 訴訟代理人弁護士 毛利 弘道



申立人は、相手方の平成23年10月27日付文書提出命令の申立てに対する意見書に対し、以下のとおり反論する。

第1 取引履歴について

1 要するに、相手方は、1994年(平成6年)12月以前は、コンピュータに記録された取引履歴は毎月自動更新され古い月のデータが消滅していたので、更新前にCOMにデータを焼き付けて保管していたが、COMはその後10年を経過した時点で破棄していたから、1994年(平成6年)12月以前の取引履歴を保管していないというのである。

2 しかし、文書提出命令申立書にて述べたとおり、取引履歴たる会員番号 [Redacted] [Redacted]に係る業務帳簿(貸金業法19条参照)は、商法19条3項、会社法施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)による改正前の商法36条、会社法432条に定め

る「営業（事業）に関する重要な資料」に該当するから、相手方は、帳簿閉鎖の時から、10年間保存義務を負っているのであり、取引時から10年間の保存義務を負っているのではない。帳簿閉鎖は1994年（平成6年）12月に為されていない。法令遵守を徹底させている等の相手方にとって、法律上の義務に反して迄取引時から10年を経過する度毎に機械的に廃棄するとは考え難い。

勿論、文書の保管にはそれなりの費用を生ずるであろうが、法令遵守の為に費用を生ずる場合、企業としては、法令を遵守しないか、費用を削減する努力をして法令を遵守するかの二択であり、相手方が前者を選択したとは考え難い。

相手方は、カード利用申込書について保管していることは自認している。カード利用申込書については、作成から24年を経過した現在においても保管しながら、顧客と紛争を生じた場合、より証拠価値の高い取引履歴については既に廃棄したという主張は信用し難い。

- 3 よって、相手方が、1994年（平成6年）12月以前の取引履歴を所持していることは明らかである。

第2 カード利用申込書等について

- 1 法律上、文書提出命令の実体的要件は、相手方による文書の所持と文書提出義務の原因の存在である。これに加えて文書提出命令の手続的要件を満たすのであれば、文書提出命令は為されるべきなのである。さもなくば、「次に掲げる場合には、文書の所持者は、その提出を拒むことができない。」（民事訴訟法220条柱書）という明文の規定に反することになる。
- 2 カード利用申込書又はこれに類する書類の原本又は写し（以下「カード利用申込書等」という。）について、相手方はその所持することについては認めている。そして、相手方の主張する「所在がわからないため（旧日本信販株式会社の郡山支店の管轄であるが、どの倉庫のどの場所にあるどの段ボールの

中にあるのか、不明なので、発見に膨大な時間がかかるため、断念した)」という事情は、民事訴訟法220条4号の除外事由の何れにも該当しない。従って、相手方による文書の所持と文書提出義務の原因の存在という実体的要件は充たしている。同条2号及び3号所定の原因も存在することは文書提出命令申立書で主張したとおりであり、相手方も争っていない。

手続的要件についても、何ら欠けるところは無い。

- 3 よって、カード利用申込書等について、文書提出命令が為されるべきである。
- 4 尚、念の為、「所在がわからないため（旧日本信販株式会社の郡山支店の管轄であるが、どの倉庫のどの場所にあるどの段ボールの中にあるのか、不明なので、発見に膨大な時間がかかるため、断念した）」という相手方の主張の真否について検討しておく。

そもそも、相手方の大企業が文書を保管するにあたり、無造作に保管する筈がなく、取扱部署や文書の種類毎に系統立ててその所在を把握しながら保管している筈である。又、文書管理規定なるものを設けて厳格に管理していたかのようなことを主張しながら、「どの倉庫のどの場所にあるどの段ボールの中にあるのか、不明」という杜撰な管理体制であることを自認している点については、矛盾していると言わざるを得ない。

従って、「所在がわからないため（旧日本信販株式会社の郡山支店の管轄であるが、どの倉庫のどの場所にあるどの段ボールの中にあるのか、不明なので、発見に膨大な時間がかかるため、断念した）」という相手方の主張は、到底信用できない。

(以上)

別紙 4

平成23年(サ)第3号 文書提出命令申立事件

(基本事件 平成23年(ハ)第68号 損害賠償等請求事件)

申立人

相手方 三菱UFJニコス株式会社



理由補充書 (2)

2011年(平成23年)11月11日

郡山簡易裁判所(福島富岡) 御中

申立人(原告) 訴訟代理人弁護士 毛利 弘道



申立人は、本年11月7日付理由補充書に追加して更に理由を補充する。

- 1 取引履歴を焼き付けたCOMはその後10年を経過した時点で順次廃棄していたという相手方の主張は、少し考えれば分かるとおおり、虚偽である。
- 2 包括的金銭消費貸借契約についての貸金返還請求訴訟においては、取引の当初から全ての取引履歴を主張立証する必要に迫られる。もし、途中からの取引履歴しか提出できなければ、借主が未提出部分の取引の存在を否認した場合、貸主は立証に窮することになる。しかも、相手方の平成23年10月27日付文書提出命令の申立てに対する意見書4頁によると、旧日本信販株式会社だけでも1400万人余の膨大な顧客を有するとのことであるから、10年経過時点で廃棄したということになると、それこそ膨大な顧客について貸金債権の主張立証が不可能になってしまう。我が国有数の大企業である相手方が、債権管理上、かかる重大な障害を自ら敢えて作出していたとは考え難い。

3 2007年（平成19年）12月18日迄は、貸金業等規制法19条に基づく帳簿保存期間につき、貸金業等規制法施行規則17条1項において、「貸金業者は、法第十九条の帳簿を、貸付けの契約ごとに、当該契約に定められた最終の返済期日（当該契約に基づく債権が弁済その他の事由により消滅したときにあつては、当該債権の消滅した日）から少なくとも三年間保存しなければならない。」とされていた。従って、包括的金銭消費貸借契約においては、取引が継続している限り、保存期間を経過することは有り得ない。

ところが、相手方によると、かかる保存義務に堂々と反して、取引継続中か否かに関わらず、10年経過時点でCOMに焼き付けた取引履歴を一律に廃棄していたというのである。これが到底信用できないことは言うまでもない。

4 相手方からは、文書管理規定なるものに基づいて、実際に廃棄したことを示す廃棄記録も一切提出されない。これは、実際には廃棄していないからに他ならない。

5 そもそも、相手方主張のとおりCOMに焼き付けて保管するとなると、ある顧客の取引履歴が複数のCOMに分かれて保管されることになる。しかも、顧客の取引期間が長くなれば長くなる程当該顧客の取引履歴が焼き付けられたCOMの枚数が増えることになる。かかる非効率的な債権管理の方法を採用することは不合理であって、COMに焼き付けて保管していたということからして虚偽である。

6 本件と同様に相手方が文書提出義務を争った事件において、札幌高決2011年（平成23年）7月26日は、相手方の主張を採用せず、相手方に未開示部分の取引履歴の提出を命じた（甲6）。妥当な決定である。

7 よって、本件においても、未開示部分の取引履歴について、文書提出命令が為されるべきである。

(以上)

別紙 5

平成23年(サ)第3号 文書提出命令申立事件

(基本事件 平成23年(ハ)第68号 損害賠償等請求事件)

申立人 [Redacted]

相手方 三菱UFJニコス株式会社



理由補充書 (3)

2011年(平成23年)12月8日

郡山簡易裁判所(福島富岡) 御中

申立人(原告) 訴訟代理人弁護士 毛利 弘道



申立人は、相手方の平成23年11月30日付理由補充書に対する意見書に対して、再反論する。

第1 カード利用申込書について

1 相手方はカード利用申込書を所持している

(1) 廃棄記録の未提出

相手方は、法令遵守を標榜する大企業である。支店等の統廃合や合併に際しては、遺漏を生じないように、入念な準備をした筈である。又、文書を無造作に保管するのではなく、取扱部署や文書の種類、作成時期等により区分し、系統立てて保管し、その上で、どこに何を保管したのか、廃棄したとすればいつ何をどのようにして廃棄したのか、記録する筈である。相手方は、過去及び現在において、そのような作業をするに足る人的物的設備を整えている。ところが、相手方から廃棄記録は証拠として提出されない。

(2) 紛失又は廃棄による弊害

カード利用申込書は、その裏にカード利用約款が記載され、それを承認する趣旨で申込者が署名押印する文書である。すなわち、カード利用申込書は、カードの利用についての基本契約書としての性質を有している。

もし、発行したクレジットカードが存在している間に、カード利用申込書を紛失したり廃棄したりすれば、利用者が約款を承認したことについての立証が不可能になる。約款の承認の立証が不可能になれば、債権回収が不可能になるということである。従って、クレジットカード会社は、かかる弊害を生じないように、発行したカードに基づく法律関係が継続する間は勿論、終了後も一定期間を経過する迄は、カード利用申込書を大切に保管している。

申立人は、受任通知書を送付する際、相手方にクレジットカードを返却しており（甲1の2）、その後現在においても申立人と相手方は係争中なのである。

かかる状況で、相手方がカード利用申込書を紛失したり、廃棄したりすることは有り得ない。

(3) 相手方の弁解の変遷

相手方は、平成23年10月27日付文書提出命令の申立てに対する意見書において、「所在がわからない」「どの倉庫のどの場所にあるどの段ボールの中にあるのか、不明なので、発見に膨大な時間がかかるため」と、カード利用申込書の存在を認めながら、申立人から文書提出命令の要件に何ら欠けるところはないと指摘されるや、今度は一転、平成23年11月30日付理由補充書に対する意見書において、「本件カード利用申込書が存在しない可能性も高い」と、文書の存在を否定するような主張をしており、その弁解が変遷している。変遷に合理性も無い。

(4) 小括

以上、カード利用申込書が存在し、相手方が所持していることは明らかである。

- 2 カード利用申込書は債権証書である～民訴法220条2号の該当性～
債権証書とは、債権の成立を証する文書である。

前述のように、カード利用申込書は、その裏にカード利用約款が記載され、それを承認する趣旨で申込者が署名押印する文書であって、基本契約書としての性質を有している。その後、クレジットカードの利用に際し、顧客とクレジットカード会社との間で、一々個別契約書が作成されることは無い。クレジットカードの利用に際し、顧客の署名を要する場合もあるが、その用紙に約款が記載されている訳ではない。

そうすると、カード利用申込書は、まさにクレジットカード会社の顧客に対する債権の成立を証する文書であって、顧客が、債務全部の弁済によるクレジットカード契約の終了後、民法487条に基づいて返還請求しうる債権証書に他ならない。申立人について、これと別異に解すべき事情は無く、相手方に対して返還請求しうる。

従って、カード利用申込書は、民訴法220条2号の引渡文書である。

- 3 カード利用申込書は法律関係文書である～民訴法220条3号の該当性～
繰り返すが、カード利用申込書は、その裏にカード利用約款が記載され、それを承認する趣旨で申込者が署名押印する文書であって、基本契約書としての性質を有している。申立人について、これと別異に解すべき事情は無い。

従って、カード利用申込書は、民訴法220条3号の法律関係文書である。

- 4 カード利用申込書は自己使用文書でない

繰り返すとおり、カード利用申込書は返還請求しうる債権証書であり、カード利用約款を承認する趣旨の署名押印が為され、基本契約書としての性質を有している。自己使用文書に該当する余地は無い。

そもそも、カード利用申込書は、複写式になっており、クレジットカード会

社が原本を1通、申込者が控えを1通、代理店を通じてであれば更に代理店が控えを1通、それぞれ所持するようになっている。このように、控えを申込者に交付することは、自己使用文書であることと明らかに矛盾する。この点からしても、自己使用文書に該当する余地は無い。

5 提出の必要性

相手方も認めるとおり、カード利用申込書には、限度額、約定利率及び取引の内容が記載されている。これらの情報は、推定計算をする上で有用である。勿論、相手方が、取引履歴を全部開示するのであれば、カード利用申込書の提出は不要であるが、現に開示していないし、取引履歴の提出命令が為されたとしても、相手方の応訴態度からすると、これに従わないことも有り得る。

そうすると、提出の必要性は否定されないのであって、寧ろ十分に存する。

第2 取引履歴について

1 取引履歴は営業に関する重要な資料である

相手方は、取引履歴が、商法19条3項、会社法施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）による改正前の商法36条、会社法432条に定める「営業（事業）に関する重要な資料」に該当することを否定するが、債権の現存の有無や債権額を計算する上で、いつ如何なる内容の取引が行われたかを記録した取引履歴は必要不可欠であり、相手方は貸金業者であるから、「営業（事業）に関する重要な資料」に該当すること明らかである。そして、相手方も取引履歴の保存義務を当然認識していた筈である。

それにも拘わらず、法令遵守を徹底させている筈の相手方が、敢えて、法律の明文の規定に堂々と反して、取引継続中で帳簿閉鎖前に、取引履歴を順次廃棄していたということは有り得ない。

2 10年経過して廃棄することは債権管理上重大な支障を生ずる

この点に関する相手方の主張を要約すると、「連続3回自動引落されなかつ

た場合にのみ、カードの利用を停止等して、商事消滅時効期間経過前に残債を一括請求しており、10年経過した取引履歴を廃棄したとしても、債権回収において何ら問題がなかったし、10年を超えて保管する必要性が無かった」ということのようなのである。

しかし、問題は、一括請求されても支払わない借主に対して、貸金返還請求訴訟を提起した場合である。相手方の主張は、「取引履歴を途中からしか提出できないと、未提出分の取引の存在を借主が否認した場合、相手方が主張立証に窮する。」という疑問に対し、何ら答えていない。凡そ債権の満足を得ようとする者は、債務者が任意に支払わない場合、最終的には訴訟により解決するしかない。すなわち、債権管理に際し、訴訟になった場合に備えることは重要なのであって、相手方がの大企業であれば、訴訟になっても対処できるように債権管理していた筈である。相手方が、継続中の取引履歴の廃棄という主張立証に窮する愚行に及んだことは有り得ない。

3 貸金業法の業務帳簿保存義務にも違反する

相手方は、個々の貸付時から3年間取引履歴を保存すれば、法令上の業務帳簿保存義務に違反しないと考えていた旨主張する。

しかし、相手方が本当にそのように貸金業等規制法19条、貸金業等規制法施行規則17条1項を解釈していたことは、同法条の趣旨及び文言に照らして有り得ない。相手方がの大企業であれば、法務担当部署を有し、法務担当部署には相当の能力を有した法務担当者が多数在籍していた筈であり、相当数の顧問弁護士もいた筈であるから、取引終了時から3年間保存しなければならないことを十分に認識していた筈であって、この点からしても取引履歴の廃棄は有り得ない。

4 廃棄記録の未提出

相手方は、今から約1、2年前に廃棄対象の取引履歴データと年月を対照する表を所在不明にしたので、取引履歴の廃棄証明書を外注先に発行依頼でき

なくなると主張する。

しかし、この主張自体が怪しいことこの上ない。文書管理規定なるものを設けて厳格に文書を管理していた筈の相手方が、何故対照表を紛失してしまうのか。そもそも、対照表なるものが存在したのであれば、紙媒体でなく、電磁的記録として保管されていた筈であって、その所在を不明にするということは有り得ない。万一、誤ってデータを消去してしまったとしても、バックアップ用のデータまで消去した筈がなく、この点に関する相手方の主張は明らかに虚偽である。

乙5号証については、前提となる月毎にCOMに保管していたことの実態はさておき、如何なる顧客のものであるか不明であり、本件との関連性も無いか小さく、この証拠から申立人の取引履歴を廃棄したとは到底言えない。

5 複数のCOMに保管する不合理性

相手方によると、ある顧客の取引が複数のCOMに保存されていたとしても、債権管理において格別の不都合は無かったし、不都合と考えていなかったということである。

しかし、^{ひと}一月に1枚であれば、1年で12枚である。5年で60枚であり、10年で120枚である。ある顧客の取引履歴を抽出しようとするれば、その顧客の取引期間が長くなれば長くなる程、その労力はこれに比例して大きくなる。しかも、抽出した後、それを一覧性のある一つの取引履歴に纏める作業も必要になる。そのような煩瑣に過ぎる作業を要するのに、相手方が敢えて月毎にCOMに保存したということは有り得ない。

第3 結論

よって、相手方が各文書を所持していること等は明らかであり、文書提出命令が為されるべきである。

(以上)

本案・平成23年(ハ)第68号 損害賠償等請求事件

直送済

申立人(本案原告) [REDACTED]

相手方(本案被告) 三菱UFJニコス株式会社



文書提出命令の申立てに対する意見書

平成23年10月27日

郡山簡易裁判所(福島富岡) 御中

相手方訴訟代理人弁護士 中村 雅 男



同 栗原 大 人



第1 文書の存否

平成23年10月6日付文書提出命令申立書第1, 1記載の文書等(以下「取引履歴」という。)は不存在である。同第1, 2記載の文書は, 所在がわからないため(旧日本信販株式会社の郡山支店の管轄であるが, どの倉庫のどの場所にあるどの段ボールの中にあるのか, 不明なので, 発見に膨大な時間がかかるため, 断念した。), 開示できない。

よって, 本件文書提出命令の申立ては, 却下されるべきである。

以下、取引履歴が不存在である理由を述べる。

第2 取引履歴について

1 破棄の経緯

(1) 本件における申立人と相手方間のシェルスターレックスカード（会員番号 [REDACTED] 以下、「本件カード」という。）は、旧日本信販株式会社のクレジットカードである。

(2) クレジットカードの貸金取引に関し、相手方（旧日本信販株式会社）は、平成6年12月までの取引履歴について、10年を経過した時点で順次破棄しており、現在、この取引履歴は存在しない。その経緯は、以下のとおりである。

ア 相手方は、クレジットカードの取引履歴をCOMと呼ばれるマイクロフィルムに、1ヶ月分ずつ焼き付けて保管していた。これは、過去の相手方のシステムでは、コンピュータに保存される取引のデータが、請求月ごとに更新されてしまう仕組みになっていたことから、その更新前にデータを保存すべく、マイクロフィルムに焼き付けるようにしたものである。

そして、相手方は、このマイクロフィルムを10年間保管し、10年を経過した後に、機密資料の処分を業とする株式会社ワンビシアークाइブズに委託して順次廃棄していた。

イ こうした取扱は、「【管理】10年超COMの適正処分について」（乙1）及び文書管理規程（乙2）に規定されており、これに則って処理がされている。

乙2には、その第17条1項で、「文書の保管期間は、・・・各主管部で期間を定め」とあり、これに基づいて、事務統括部を主管とし、COMの保管期間が定められている（乙3）。このうち本件に関係するのは、11の「総合COM」（約定の請求金額の履歴）と、12の「入金状況COM」（顧客からの実際の入金額の履歴）であり、いずれも保管期間は1

0年になっている。

これらのCOMについて保管期間を10年としたのは、民法上の債権の消滅時効期間や、商業帳簿の保存期間、さらには管理のコスト等を勘案した結果である。

ウ 平成7年7月までのCOMについても、保管期間経過後に、他のCOMと同様上記会社へ送付されて廃棄されており、現存していない。

- (3) 相手方は、平成7年1月以降のクレジットカードの貸金取引の取引履歴について、コンピュータ内に保管するようにした。これは、技術水準の発展に伴い、コンピュータ内に大量の情報を蓄積することが可能になったことによるが、このコンピュータ内に保管されたデータについても、従前は、10年を経過すると毎月自動的にデータが消滅されるシステムが採用されていると認識していた。

実際、従来は、相手方の現場担当者らが検索作業を行っても、10年以上前のデータを検索することはできなかった。また、貸金業者にその保管する取引履歴の開示義務を認めた最高裁判決（最判平成17年7月19日）を受けてシステム変更に取りかかった平成17年8月以降は、検索できる最古のデータは、平成7年8月以降のものであった。

しかし、平成19年、管理センター担当者に対する業務ヒアリングの過程で、カードローンマイベスト（ATM型）という商品について、過去の取引履歴データが存在する可能性を認識したことから、相手方は、他の商品についても保有データ等の調査を実施した。

そして、この調査によって、クレジットカードの取引履歴については平成7年1月から平成7年7月までのコンピュータデータが発見され、10年以上前のデータを検索できなかったのは、単に担当者が検索できないシステムになっていたためであり、クレジットカードの取引履歴データ自体は、平成7年1月以降のものを保有していることが判明した。

以上の次第で、本件カードについても、平成7年1月以降の取引履歴を開示しており、それ以前の取引履歴は、既に廃棄されており存在しない。

2 破棄の必要性

相手方は、複数の信販・カード会社が合併して誕生した会社であるが、申立人が契約をしていた旧日本信販株式会社だけでも1400万人余に上る莫大な顧客を有し、毎月大量の取引が発生している。これら新たな取引を、全て管理したうえで、過去の取引履歴を全て保存するとなると、毎月発生する膨大な数量の情報が永遠に蓄積していくことになり、情報管理・保管等に多大な負担をかけることから、相手方では、従前、文書管理規定等に基づき、保存から10年経過したマイクロフィルムは順次廃棄していたものである。

3 結論

以上のとおりであるから、本件申立ては、却下されるべきである。

以上

別紙 7

本案・平成23年(ハ)第68号 損害賠償等請求事件

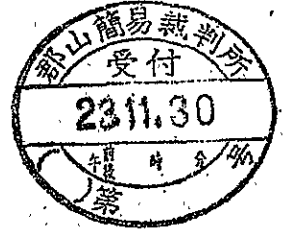
直送済

申立人(本案原告)



相手方(本案被告)

三菱UFJニコス株式会社



理由補充書に対する意見書

平成23年11月30日

郡山簡易裁判所(福島富岡)

御中

相手方訴訟代理人弁護士

中村 雅



同

栗原



第1 本件カード(シェルスターレックスカード)の申込書等について

本件カードの申込書等は、申込書以外には存在しない。

本件カードの申込書は、旧日本信販株式会社の支店等の統廃合や旧日本信販株式会社自体も複数の企業と合併したこともあって、所在そのものが不明となり発見できなかった。本件カードの申込書が存在しない可能性も高い。

本件カードの申込書は、債権証書でもなく、申込者に対して、返還義務がないので、民事訴訟法第220条2号の文書にあたらぬ。また、本件カードの

申込書は、専ら自己の利用を目的として作成した文書（自己使用文書）と言えるので、民事訴訟法第220条3号の文書にあたらない。

なお、仮に民事訴訟法第220条3号の文書にあたる場合であっても、本件カードの申込書は、提出する必要性が全くない。

本件カードの申込書には、申込の日時（本件カードの契約日は昭和61年12月25日である。この点について、争いはない。）や申込時の申込者の住所、勤務先及び家族構成等が記載されているほか、その裏面にカードの約款等が記載されている場合もある。仮に、カードの約款等が裏面に記載されていたとしても、貸金取引に関して記載されている可能性があるのは、その当時の限度額、約定利率及び取引の内容ぐらいである。とすると、本件カードの申込書で、契約日、当時の申込者の筆跡及び申込時の住所等を知ることができるが、本件カードの貸金取引がいつから始まり、どのような取引を続けたのか等については、本件カードの申込書によって全く知ることができない。なぜなら、仮に当時の限度額や約定利率等が記載されていたとしても、申込書作成後のことであるいつ借入をして、いつ弁済をしたか等が何ら記載されていないからである。申立人が主張するような本件カードの申込書には未開示部分の取引履歴を立証するに役立つ情報が全く記載されていないのである。さらに、申立人が本件カードを作成したとしても、いつから貸金取引をはじめ、その後、途絶えたのか途絶えることなく平成7年1月まで続いたのかどうかは、全く不明である。

従って、本件カードの申込書に関して、提出する必要性が全くない。

第2 取引履歴について

- 1 取引履歴は、もちろん会計帳簿ではなく、しかも、「営業に関する重要な資料」（会社法432条2項）に該当しないので、同条項が本件に関して、適用されない。
- 2 申立人が主張立証等に窮するから、廃棄したとは考えられないと主張するが、相手方（旧日本信販株式会社）は、10年経過した取引履歴を廃棄したとして

も、債権回収において、何ら問題がなかったので、10年経過した時点で廃棄したのである。

申立人と相手方との間の本件カードを含めたクレジットカードの弁済は、予めクレジットカード利用者が届け出た銀行口座から、自動的に引き落とされるものとなっていた。そして、相手方は、仮に、連続3回(2ヶ月間ぐらい)引落がなされなかった場合にのみ、カードの利用を停止等して残債を一括請求する管理体制をとっていた。取引が正常になされている場合、何らの請求をしないことは当然で、取引が正常になされていない場合でも、商事消滅時効(5年間)があるため、それ以前に残一括請求をする等して何らかの措置をとっていたと言える。そうだとすると、申立人の主張を前提にしたとしても、相手方の債権回収に何の問題もなかったことになる。相手方は、10年以上も前の貸付金等に対して、10年もの長い間、何の措置もとらず、そのまま放置し、消滅時効等を考えずに請求するようなことをしていなかった。例えば、20万円を借り入れた場合、毎月1万円とその利息を支払う方法によると、20ヶ月で全額返済できることになる。途中で支払が滞った場合、新規の利用等ができなくなり、残一括請求等をするようになる。また、同様にクレジットショッピングの利用の場合でも、その当時の分割支払の支払回数が最大で60回ぐらいであった。COMの保存を10年間であるとしても、十分に足りるのである。つまり、相手方の債権管理等の形態がこのようなものであったため、10年以上も前の古い取引履歴を保管しておく必要性がなかったことになる。

従って、相手方は、10年経過した時点において、取引履歴を廃棄していた。

3 申立人は取引履歴がクレジットカードの申込書等より重要なので、申込書等を保存しているならば取引履歴も保存しているはずだと主張する。

しかし、相手方は、取引履歴に関して、申込書等よりも重要なものであると考えていなかった。申込書等は廃棄せず、取引履歴のみを廃棄したとしても、相手方の債権管理において、前述のとおり不合理とは言えないのであるから、

申立人の主張は、誤りである。

申込書等を保存していた理由は、利用者がクレジットカードの申込や契約締結等を否認した場合、申込書等の作成の証拠として保存していたことが考えられるが、定かではない。

従って、申立人の相手方が所持しているはずだとの主張は、明らかな誤りである。

- 4 相手方は、個々の取引（例えば、甲2の計算書の平成7年5月5日の貸付5万円）が貸金業法にいう個々の契約と認識していたので、個々の取引から10年間（3年間の3倍強の期間）保存していたのである。当時の相手方（旧日本信販株式会社）が10年間としたのは、3年間の3倍強もの間保管しておけば、法令等に違反しないと考えたからに他ならない。また、前述のとおり債権管理に関して、10年で廃棄したとしても何の問題もなかった。

従って、相手方が10年で破棄したとしても、何ら信用性に欠けるものではない。

- 5 本件も、乙5と同様に廃棄された。

相手方は、顧客数も従業員数も多い企業であったので、社内規定等がある場合には、全社的に一律に運用されていたと解すべきであるから、本件も乙5と同様に廃棄されたと考えるべきである。

従前、相手方では、廃棄対象の取引履歴データと年月を対照する表を作成し、この表に基づき特定の取引履歴データの廃棄を外注先に依頼し、廃棄後も相手方内部でその表を管理していた。相手方では、上記の表があれば、外注先（訴外株式会社ワンビシアークाइブズ）に対して、取引履歴の廃棄証明書（DTR証明書）の発行を依頼できる。乙5は、本件以前に他の証拠として、発行依頼して取得したものである。

しかし、今から約1～2年程前、相手方は、この対照表を所在不明にしてしまったため、その頃から、取引履歴の廃棄証明書を外注先に発行依頼できなく

なった。

もっとも、相手方では、平成17年7月19日の最高裁判決で信義則上取引履歴を保管する義務に反した場合、損害賠償責任を負うことが明確になるまでは、当時のコンピュータ技術上の制約及びマイクロフィルムの保管コスト等の問題があったため、取引履歴の保管されていたマイクロフィルム（総合COM及び入金状況COM）は、外注先に依頼して廃棄していた。

従って、申立人の廃棄されていないとの主張は、誤りである。

- 6 ある顧客の取引が複数のCOMに保存されていたとしても、相手方の債権管理において、格別の不都合はなかったし、相手方が不都合とは考えていなかった。

従って、この部分の申立人の主張は、誤りである。

- 7 甲6は、以下のような問題が多々あるので、妥当な決定ではない。

まず、10年で廃棄したとしても、既に述べたとおり、債権回収において、何の不都合がなかったのであるから、債権管理において、何らの支障をきたさないことは明らかである。

COMの保存が顧客毎になされなくても、相手方にとって不都合がないと考えたのであるから、管理に多大な労力等が必要になるとは言えない。本件カードを含めたクレジットカードの場合には、顧客毎に毎月の利用（貸金取引やクレジットショッピング等）が大きく異なるので、毎月の顧客毎の取引明細の情報量が大きく異なることになる。相手方の顧客の数は、旧日本信販株式会社だけでも1400万人を超えるから、ある顧客に関して、毎月の利用が少ないから長い間COMを管理し、またある顧客に対して毎月の利用が多いので、数年間のCOMしか保存しないと、顧客毎に保存期間やスペース等に大きな差ができ、顧客毎のCOMの管理だけでも、多大なる費用がかかることになる。このようなことから取引の情報量が異なる顧客毎にCOMに保存するよりも、月毎にCOMを保存するほうが、COMの管理が容易になることは明らかであ

る。つまり、顧客毎にCOMの保存をするよりも、期間毎にCOMを保存するほうが、相手方の各支店や各営業所等でも統一的にCOMの保存ができることになるので、後日何らかの理由から検索する必要がある場合でも、簡単にできることになり多大な労力等が必要にならないからである。また、そのような保管形態が、相手方の認識によると法令等に違反せず、債権管理に何の問題もなかったもので、相手方にとって、最善の方法であったのである。

また、融資サービスの種類によって、後述するように保管期間が異なっていたので、保管期間が異なるからといって、取引履歴を廃棄していない理由にはならない。

最後に内部文書であったとしても、信用性に何ら欠けるものではない。その内部文書があることが、何よりも証拠なるし、相手方が従業員数も多い企業であったので、社内規定や内部文書等がある場合には、全社的に一律にそのとおり運用されていたと解すべきであるからである。

よって、甲6が妥当な決定であるはずがない。

8 平成7年ころのコンピュータの性能は、現在のものと比較すると大幅に違い、保存できる情報量は、現在のUSBメモリー以下であった。このような状況もあって、相手方は、COMによる保存をし、そのCOMの保存も物的人的費用の限界から、10年経過すると破棄していたのである。

9 相手方の顧客データを管理するコンピュータシステム（以下、「管理システム」といいます。）が3つあり、これらの保存期間が異なるから、相手方が開示できる期間にも差がでるのは当然である。

具体的には、「カードシステム」、「ファイナンスシステム」と「ATMシステム」の3つである。

カードシステムとは、ニコスピザカードをはじめとするNICOSブランドのクレジットカードの顧客との取引データを管理していた。本件カードもこのシステムに含まれる。カードシステムで管理している取引データは、平成7年

1月以降のものが開示できる。

ファイナンスシステムとは、カードローン等の事業の顧客が拡大したために、カードシステムとは別に導入されたコンピュータシステムであり、主にカードローン等の顧客との取引データを管理していた。ファイナンスシステムで管理している取引データは、平成6年12月または平成7年1月以降のものが開示できる。

ATMシステムとは、カードローンマイベスト(ATM型)のみのために構築されたコンピュータシステムであった。カードローンマイベストは、元来、返済は、顧客が予め当社に届け出た銀行口座からの引落しによって行う商品であり、現在もこの形態が主力である。しかし、ある時期に、相手方(旧日本信販株式会社)は貸し付けに対する返済を自社及び提携先の銀行等のATMにより行う商品を開発しました。その際、返済口を既存のカードローンマイベストのように毎月27日を基本とするものではなく、入会時に任意に月々の返済日を指定できることにしました。これが、カードローンマイベスト(ATM型)である。このように、カードローンマイベスト(ATM型)は、他のカードローン等のキャッシングとは、返済日及び返済方法について全く違う商品設計をしたため、既存のコンピュータシステムにより顧客との取引データ等を管理することは不可能であった。従って、相手方(旧日本信販株式会社)は、カードローンマイベスト(ATM型)のみのために、別途ATMシステムを導入したのである。ATMシステムで管理している取引データは、平成3年9月以降のものが開示できる。

このように融資サービスの種類によって、保存期間が異なり、開示できる期間も異なる。

第3 結論

以上のとおりであるから、本件申立ては、直ちに却下されるべきである。

以上

別紙 8

本案・平成23年(ハ)第68号 損害賠償等請求事件

直送済

申立人(本案原告)

相手方(本案被告) 三菱UFJニコス株式会社



理由補充書に対する意見書

平成23年12月13日

郡山簡易裁判所(福島富岡) 御中

相手方訴訟代理人弁護士 中 村 雅 男



同 栗 原 大



第1 本件カード(シエルスターレックスカード)の申込書について

1 申立人は廃棄記録を提出しないことをもって、本件カードの申込書を所持していると主張するが、所在が不明なのに廃棄記録等を提出できるはずがないのであるから、一方的な思いこみによる主張としかいいようがない。申立人が大企業だからこうあるべきだ等と主張しているが、申立人に都合のよい憶測に過ぎないのである。既に述べたとおり合併によって倉庫等の統廃合がなされたため、保管してある倉庫、場所等が不明になったので、発見できず、廃棄してい

るのかどうか、存在しているのかどうかも不明なのである。

従って、破棄記録等を提出しないことが、本件カードの申込書を所持している理由とはならない。

- 2 本件カードの申込書は、基本契約書としての性質を全く有していない。申込書は、あくまでも「申込書」なのである。何を根拠に申込書を基本契約書であるとしているのか、全くの不明である。

申込書は、クレジットカード等を使用するために申込者が相手方に対して申込をした「事実のみ」を記載している書面なのである。

本件カードの約款等は、申込当時のものがいつまでも使用されることはなく、幾度となく改訂され、その都度申立人（利用者）に送付されていたものなので、申立人が主張するような不都合が生じることは全くなかった。直近の約款等で足りるのである。

従って、本件カードの申込書がなくても、相手方の業務に何の支障もなかった。

- 3 相手方は、変遷を全くしていないのであるから、合理性は問題とならない。

平成23年10月27日の意見書とともに提出できなかったが、その後も引き続き調査を続けていたのである。その上での回答なのであるから、申立人の主張を受けて回答したというわけではない。

従って、相手方の主張は、変遷していない。

- 4 以上から、申立人の主張は、誤解または偏った解釈によるものであるので、明らかな誤りである。

第2 債権証書等について

- 1 本件カードの申込書は、「債権証書」ではない。

申込書はあくまでも「申込書」なのであるから、契約書が存在しないからと言って、申込書が基本契約書たる性質を有するわけでないことは、誰の目から見ても明らかである。何をもって、「申込書」が債権の成立を証するものであ

るというのか、全く理解できない。

債権証書とは、債権者が債権の成立・内容を証するために債務者に作成させて交付させた書面をいい、借受証書等をいう。本件カードの「申込書」は、利用者（申立人等）が相手方に対して、クレジットカードの使用をするためにその申込をした書面である。この申込後、相手方では与信等の審査をして申込者とクレジットカード契約を締結するかどうかを決めるのである。申込を受けたからと言って、契約を必ず締結しなければならないというわけでもなかった。そうすると、本件カードの申込書作成の時点において、申立人と相手方との間には何らの債権債務関係が生じていないことは明らかである。

とすると、本件カードの申込書が「債権証書」であると主張することは、こじつけに他ならない。

従って、本件カードの申込書が「債権証書」でないことは、明らかである。

- 2 本件カードの申込書は、基本契約書ではないので、法律関係文書とはならない。
- 3 本件カードの申込書が複写式であるかどうか、定かではなく、複写式でない申込書の場合もある。

仮に控えを交付したとしても、自己使用文書であることと明らかに矛盾するとは言えない。

さらに、その場合、申立人が所持する申込書の控えを証拠として、自ら提出することもできる。

- 4 本件カードの申込書には、限度額や約定利率等が記載されている場合もあると主張したが、必ず記載されているとは主張していない。

また、推定計算に有用とも主張するが、推定計算は推定計算でしかないのであるから、本訴の請求原因の立証には全く有用でない。推定は推定でしかないからである。

また、本件で重要なのは、申立人がいつどのくらいの金額を相手方から借入、

いくら返済をしたかという事実で、それで十二分に足りるのである。限度額や約定利率等は、和解等の場合の推定計算に資するのみなのである。さらに、既に述べたとおり、いつ借入をしたか等の事実は、本件カードの中込書によって知ることのできない事実なのである。

仮に、推定計算で請求原因を立証等をしようとする申立人が考えているならば、それは現代の裁判制度の否定に他ならない。

なお、相手方は、個々の利用者に対して、貸金取引やクレジットショッピングの利用があった場合、クレジットカードの月毎の利用明細等を送付し、その返済も利用者の指定する金融機関の口座からの引落による入金によるものがほとんどであった。申立人は、自らに送付された利用明細等や自らが指定した金融機関の口座の明細等を提出し、立証することもできるのである。とすると、本件は、カルテ等とは異なり、証拠の偏在が問題とならないものなのである。

従って、本件中込書を提出する必要性が全くない。

第3 取引履歴について

- 1 申立人は、帳簿の閉鎖前に取引履歴を順次廃棄していたとすることはあり得ないと主張するが、曲解に他ならない。

なぜなら、「閉鎖」とは、各事業年度の計算書類等を作成する場合、当該事業年度末日を基準として、当該事業年度の会計帳簿の各勘定科目等の合計額を算出することをいい、本件カードの貸金取引が終了した時点では決してないからである。

仮に、申立人が主張するとおり、取引履歴が「営業に関する重要な資料」にあたる場合であっても、相手方は平成7年1月以降のもの（10年以上前のもの）を開示しているので、違反していたことにはならない。

従って、申立人の主張は、明らかな曲解といえる。

- 2 申立人の主張が全くもって不明であるが、相手方は訴訟においても主張立証に窮しなかったのである。

確かに、例えば50万円を144回(12年)の支払で貸し付け、その貸付から11年後に支払が滞った場合、10年で廃棄したということになれば、立証に窮するかも知れないが、既にのべたとおり、そのような超長期的な貸付をしていなかったのだから、立証に窮することはあり得なかったのである。

従って、相手方が10年で廃棄したとしても、愚行でないことは明らかである。

- 3 当時の相手方の認識では、個々の貸付が個々の契約であると解釈し、その3倍強の10年保存すれば、法令等に違反していないと考えていたからに他ならないので、何をもって申立人があり得ないと主張しているのか、理解しがたい。

もちろん、10年で廃棄したのは、申立人が主張するように法務部等や顧問弁護士等と相談したうえでのものである。

申立人は十分認識し得たはずであると主張するが、認識していなかったのである。

- 4 申立人は何をもって虚偽であると主張するのか、理解できない。

相手方は、合併による支店等の統廃合等によって、紛失してしまったのである。そして、この対照表に関しては、紙媒体での保存のみであった。相手方は特に電磁的記録として保存する必要性がなかったのである。

- 5 申立人が月毎にCOMを保存したことはあり得ないと主張するが、相手方にとって、COMを月毎に保存することが都合のいい方法であったのである。

それを第三者が煩雑であるとか等を理由として保存形態としてあり得ないと主張しても、意味がない。

月毎に保存していたとしても、1枚のCOMに全ての利用者の1月分の取引内容が保存できるはずもないので、アイウエオ順等の方法で複数のCOMに保存していた。そして、相手方は、債権管理上問題のある者の取引内容を把握すれば十分で、仮にその者のCOMを検索する場合であっても、その保存の順序に従って検索すれば、容易に検索ができ、それをまとめることも煩雑ではなか

った。その者のCOMのみをまとめるだけでよいからである。この方法をとっても相手方に何ら問題がなかったのは、その当時、相手方がいまの状況（不当利得返還請求が大々的になされている状況）を想像していなかったことに加えて、債権管理において問題のある利用者の明細のみ検索しまとめれば足りると認識していたからである。純然たる貸金業者でも現在の状況を想像できず、破綻しているのに、信販会社であった相手方が想像できるはずがない。

第4 まとめ

以上のおりであるから、本件申立ては、直ちに却下されるべきである。

以上

これは謄本である。

平成23年12月21日

郡山簡易裁判所（福島富岡）

裁判所書記官 中 澤

